

特許無効審判における請求人適格 ～特許異議申立制度の創設等を踏まえて～



辻本法律特許事務所
弁護士 辻本 良知

第1 はじめに

平成26年特許法改正により特許異議申立制度（113条等）が創設されたことに伴い、特許無効審判は「利害関係人」に限り請求できるものとあらためられた（123条2項）。

特許法の目的は、新規な発明等に対して独占権を認めることで発明を奨励し産業の発達をはかることにある（1条）。このことは即ち、ありふれた技術や容易に想到し得るような技術については特定人による独占が認められず、万人が自由に利用できるものであることを前提としている。このような万人の利益（公益）を保護し、特許制度に対する信頼を確保する趣旨もあり、平成26年特許法改正前の特許無効審判は、原則として「何人も」「特許権の消滅後においても」請求することができる¹とされていた¹。

そうであるならば、上記の改正により、特許無効審判の請求人適格に限定を加えたことは、新たに創設された特許異議申立制度に期間制限が設けられている（113条1項）こととも相俟って、特許権の公益的側面に対する重大な変更を含んでいるとも評価し得る。

そこで、本稿においては、特許異議申立制度及び特許無効審判制度に関する特許法の変遷につき、それらの変遷を必要とした当時の立法事実等にも触れたうえで、新たに設けられた特許無効審判の請求人適格たる「利害関係人」の要件につき、種々の観点から検討することを目的とする。

第2 特許法改正の流れ

1 総論

前記のように、平成26年特許法改正において特許異議申立制度が創設されたことに伴い、特許無効審判の請求人適格に限定が加えられた。これは、平成15年特許法改正で異議申立制度が廃止されたことに伴い、特許無効審判が原則として何人でも請求できるとされたことを改めたものである。すなわち、我が国の特許無効審判は一貫して何人でも請求できるとされていたわけではな

1 本文中でも後述するように、何人でも特許無効審判を請求できることになったのは平成15年特許法改正以後であり、同改正以前は明文規定こそ存しなかったものの、特許無効審判は利害関係人に限り請求できるとの解釈がなされていた。